

## 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの 審議の経過等について

平成28年2月24日  
新たな時代のニーズに的確に対応した  
制度等の整備に関するワーキングチーム

### 1. 経緯

文化庁では、これまでも社会の様々なニーズを踏まえて制度等の在り方について検討を行ってきたが、今般、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じているとの指摘がなされている。例えば、「知的財産推進計画2015<sup>1</sup>」（以下「知財計画」という。）においては、「インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。」こととされた。

こうした状況を踏まえ、法制・基本問題小委員会では、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について集中的に検討するため、本年7月に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」（以下、「本ワーキングチーム」という。）を設置した。

また、本ワーキングチームにおける検討に先立ち、文化庁では、広く国民からデジタル・ネットワークの発達に伴う著作物等の利用に関する社会のニーズについて募集を行った（以下、「本ニーズ募集」という。）<sup>23</sup>。

### 2. 検討の進め方

本ワーキングチームでは、知財計画の内容等を考慮し、当面権利制限規定の在り方について集中的に審議することとし、まず、検討に当たっての基本的な視点及び検討の手順について定めた（以下「検討の進め方」という。詳細については別添1参照）。

検討の視点としては、①ニーズに基づき政策手段を検討する<sup>4</sup>、②効率的・効果的に審議を進めるためニーズに優先順位をつけることとし、優先課題の選定は公正性の観点から原則書面的内容に基づいて行う（追加説明があれば別途対応を検討）、③現在具体的に

<sup>1</sup> 平成27年6月17日知的財産戦略本部決定

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>参照。

<sup>2</sup> 「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について」（平成27年7月7日～27日の間、文化庁において実施）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>参照。

<sup>3</sup> 団体や個人から、合計112件のニーズが寄せられた。

<sup>4</sup> このような検討の進め方に関し、一般規定の必要性があるかどうかを検討する場合は、現在及び将来のニーズよりも、過去のニーズ、すなわち過去において一般規定がなかったために本来であれば権利侵害が否定されるべきものが権利侵害になってしまったような例があるのか否かを検討するという方法も、将来的な検討方法としては一つのアイデアになるのではないか、との意見があった。

特定されているニーズだけでなく将来のニーズも踏まえた検討を行うよう配慮するものとした。

検討の手順のうち権利制限規定の見直しに係るものについては、以下のとおりとすることとした。

[手順1] 本ニーズ募集に提出されたニーズを基に現状の著作物等の利用に係るニーズを特定

[手順2・3] 求められている課題の解決手段（権利制限規定の見直し、ライセンス体制の構築等）等に応じてニーズを分類

[手順4] 権利制限規定の見直しが求められているものについて、観点①（ニーズの明確性）、観点②（権利制限による対応の正当化根拠の見通し）、観点③（知財計画等を踏まえた優先度）に照らし、検討の優先順位を決定し、分類。

※ 抽象的なニーズについては、観点①との関係ではどのような種類のニーズであるのかその外延が明確にされているか、観点②との関係では当該抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるかについて説明されているか、に照らして整理。

[手順5] 検討の優先順位に係る分類に従い、各ニーズについて観点①及び観点②について検討

[手順6] 観点①（ニーズの明確性）、観点②（権利制限による対応の正当化根拠の見通し）が肯定されることとなったニーズ（群）について、観点③（知財計画等を踏まえた優先度）を考慮しつつ、これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討。

その際、現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し、「規定の柔軟性」の内容や程度を含めて最も望ましいと考えられる制度設計を検討。

### 3. 審議経過

(1) ニーズの分類・整理 [手順1から4]

「検討の進め方」に基づき、本ニーズ募集に寄せられた112件のニーズについて分類・整理を行った（以下「課題の整理」という。ニーズの一覧（分類順）については別添2参照。ニーズの詳細などについては、法制・基本問題小委員会（第9回）配布資料2-3、2-5、2-6参照）。その結果、権利制限規定の見直しに係るニーズとして整理された主な課題は以下のとおりである（括弧内の番号等はそれぞれ別添2記載のものに対応）。

#### ア 優先的に検討を行うこととされたニーズ（A-1-1 関係）

- ・ 公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供（77①）
- ・ システムのバックエンドにおける情報の複製（77③）

#### イ ニーズ提出者に追加説明を依頼することとされたニーズ（A-2 関係）

- ・ パロディ・二次創作としての著作物利用（12、57①、96①、97、108⑤、113③）
- ・ 教科書・入試問題の二次利用（14、22①）
- ・ CPS（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス（65①～③）

- ・障害者の情報アクセシビリティ向上のためのサービス (67、73)
- ・リバーズ・エンジニアリング (68)
- ・自動翻訳サービス (70)
- ・ビッグデータの解析結果提供、情報分析サービス (74、77②)
- ・メディア変換サービス (78、95①)
- ・図書館における図書検索等サービス (84)
- ・企業等で一般的に行われている軽微な複製等 (108②)

#### ウ 優先的な課題の検討を行った後に順次検討することとされたニーズ (A-1-2 関係)

- ・図書館における公的機関が作成した広報資料の複製 (88)
- ・図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウト (89)
- ・商品の批評や販売目的の写真(書影、ジャケット等)のウェブサイト掲載 (95⑦)

#### (2) 各ニーズの検討 [手順5]

##### ① 今年度優先的に検討を行ったニーズについて

本ワーキングチームにおける議論の結果、今年度は、公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供 (77①)、システムのバックエンドにおける情報の複製 (77③)に加えて、新産業創出環境の整備に関するニーズとして、CPS (サイバーフィジカルシステム)による情報提供サービス (65①～③)、リバーズ・エンジニアリング (68)、ビッグデータの解析結果提供、情報分析サービス (74、77②)に関するニーズについて優先的に検討を行うこととし、これらのサービスについてニーズ提出者からのヒアリングを行った上で検討を行った。検討の結果は以下のとおりである。

上記の新産業創出環境の整備に関するニーズについては、大別すれば、a.所在検索サービス、b.分析サービス、c.バックエンドでの複製、d.翻訳サービス、e.リバーズ・エンジニアリング、f.その他CPS関係サービスに係るものに分類できる。各ニーズについての検討経過は次のとおりである。

##### a.所在検索サービス (書籍検索サービス、街中風景検索サービス、音楽の曲名検索サービス等) (77①、74、(65①))

ニーズ提出者からの説明では、本サービスは、「広く公衆がアクセス可能な情報(送信可能化されていない情報を含む)<sup>5</sup>」の所在(ウェブページのURLや書誌情報、TV番組の名前等、情報へのアクセスの手がかりとなる情報)を検索することを目的としたサービスをいうとされており、その具体例としては、書籍検索サービス、街中風景検索サービス、音楽の曲名検索サービス等が挙げられている。本サービスは、大量の情報が溢れる情報化社会において知へのアクセス機会を提供するという大きな社会的意義や、コンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者にもあるとされている。また、本サービスは、情報(著作物)そのものを提供することは目的とせず、検索結果の提供にあたり表示される情報は、サムネイルやスニペット等、所在情報を知らせるために必要な限度にとどまり、軽微なものであるとされている。現行法との関係で

<sup>5</sup> 「広く公衆がアクセス可能な情報(送信可能化されていない情報を含む)」には、路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等が含まれる。

は、当該サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積、②検索結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行法第47条の6等による対応は困難であり、また、利用する著作物について許諾を得て利用することは現実的でないとされている。

これについて、本ワーキングチームの議論においては、当該情報自体の享受をさせることを目的とするのではなく当該情報への「道しるべ」を提供する行為は社会全体の利益にもつながり、権利制限の正当化根拠となり得る旨の意見や、複数の提出者から共通してニーズが挙げられており、積極的に検討すべき旨の意見等が示された。他方、検索サービスにも様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。

#### b.分析サービス（評判情報分析サービス、論文剽窃検出サービス等）（77②、74、65①）

ニーズ提出者からの説明では、本サービスは、情報を収集して分析し、求めに応じて分析結果を提供するサービスであるとされており、その具体例としては、評判情報分析サービス、論文剽窃検出サービス等が挙げられている。本サービスは、無数、多様に存在する情報（ビッグデータ）を活用し、分析結果という有用な情報を提供する点で社会的有用性があり、かつ、著作物の表示は分析結果を提供するために必要な限度で行われるため、軽微なものであるとされている。現行法との関係では、当該サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積、②分析結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行法第47条の6等による対応が困難であり、また、サービスの目的を達成するためには大量かつ網羅的な情報を対象とすることが必要となるが、全ての情報について妥当な条件で許諾を得ることは不可能であるとされている。

これについては、本ワーキングチームの議論においては、情報分析・解析の結果は情報として有用なものであり、その結果をわかりやすくするための参考資料として一部分を表示することも正当化されうるのではないかとの意見や複数の提出者から共通してニーズが挙げられており、積極的に検討すべき旨の意見が示された。他方、分析サービスにも様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。

#### c.システムのバックエンドでの複製（77③、65①）

ニーズ提出者からの説明では、本ニーズは、データを本来の用途とは別の用途でシステムのバックエンドで活用するものであるとされており、具体例としては、音楽データからフィンガープリントを作成し、曲名検索などに活用するケースが挙げられている。

これについて、本ワーキングチームの議論においては、例として示されたのはa.の所在検索サービスに該当するため、当該ニーズへの対応によって、このニーズも満たされることとなるのではないかとして、別途の対応を検討する必要性について更に検討すべき旨の意見が示された。

#### d. 翻訳サービス (65①、70)

本サービスのうち、ニーズ提出者(65①)から提出のあった用例ベース翻訳は、ニーズ提出者からの説明では、機械翻訳システムにおいて著作物を用例データベースとして蓄積しておき、翻訳システムに入力された原文と近い用例を検出し、その差分によって翻訳文を作成し、表示(自動公衆送信)するものであるとされている。本サービス(を含むCPS関連サービス)においては、出力段階では著作物の表現を利用者が享受することとなり、場合によっては著作権者等の既存の正規ビジネスと衝突する場合も考えられるが、利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するとは言えない場合や、公益的観点から社会的要請が高いと判断される出力も考えられるとされている。現行法との関係では、本サービスの提供にあたって行われる①バックエンドでの情報の蓄積、②分析結果提供のための複製や自動公衆送信について、現行法第47条の7等による対応が困難であるとされている。

また、他のニーズ提出者(70)からは、外国人向けに災害情報等を含む日本語のコンテンツを自動翻訳して閲覧(自動公衆送信)できるようにするサービスに係るニーズが提出されている。当該サービスは、公益的な価値が高いこと、原著作物の内容を閲覧者が確認できる限り、基本的に著作権者の利益を不当に害さないと考えている旨が述べられている。

これらについては、本ワーキングチームでの議論においては、用例データベース翻訳を含むCPS関係サービスについては様々な例があるので、どこまでであれば軽微な利用が許されるのかといった線引きについて検討を深めるべきとの意見があった。また、翻訳サービスの利便性は認められるところであり、例えば看板など日本語が読める人であれば適法に読むことができるようなものについては翻訳を認める意義はあるのではないかと意見があった他、翻訳を正当化できるとしても情報分析サービス等とは異なる正当化根拠になるためこれとは分けて検討すべきとの意見があった。

#### e. リバース・エンジニアリング (68)

リバース・エンジニアリングについては、ニーズ提出者から、利用者が保有するプログラム資産を整理する目的で行われるものについて説明があった。当該目的で行われる調査・解析の対象となるプログラムの著作権は利用者自身に帰属していないことが多く、利用者の保有するプログラムを調査・解析する行為は、著作権の侵害となる可能性がある旨が述べられた。

これについては、本ワーキングチームの議論においては、当該目的は平成21年1月の著作権分科会報告書の際に結論が出なかった革新的なプログラムの開発に係るものに該当するのではないかと指摘や、当時想定していた相互運用性、脆弱性の確認等、革新的なプログラムの開発に係るもの以外の新たなニーズが出てきたといえるのではないかと指摘があった他、平成21年著作権分科会での検討の頃からの状況の変化を受けて、何らかの対応を考えるべきとの意見等が示された。

#### f. その他CPS関係サービス (65②、65③、67、73、74)

ニーズ提出者（65⑩）からは、CPSに関わるサービスとして、上記のサービスの他、教育支援サービス、障害者支援サービスをはじめとして、様々なサービスがあり、現段階でどのようなものが提供されるかは具体的に特定することは困難であるとした上で、CPS関連サービスにおいては、出力段階では著作物の表現を利用者が享受することとなり、場合によっては著作権者等の既存の正規ビジネスと衝突する場合も考えられるが、利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するとは言えない場合や、公益的観点から社会的要請が高いと判断される出力も考えられるとされている。このため、個々のサービス毎に、社会的に見たサービスの効用と著作権者や関係するコンテンツビジネスの利益との比較衡量、具体的にはサービスの目的やその公益性・公共性、利用の態様（些細か、軽微か、あるいは「必要な限度」かといったもの）を基準として、利用の妥当性が判断される余地があるとよいとされた。

これについて、本ワーキングチームの議論においては、所在検索サービスや分析サービスと、障害者支援など公益的なサービスは分けて考えた方がよいのではないかとの意見や、個別規定、一般規定ありきではなく柔軟性を確保することが重要であるとの意見、新たな個別規定を設けるのか、包括的なものとするのかは選択肢として排除されていないのではないかとの意見があったほか、今はニーズの把握を行う段階であり制度設計は次の段階の議論ではないかとの意見、ニーズが漠然としておりどのような方策が必要となるのかがわからない旨の意見等があった。

## ② その他のニーズについて

「検討の進め方」に基づく整理の結果、(2)①記載のニーズ以外のニーズについては、来期以降、[手順4]による分類及び優先度を考慮しつつ、検討を行うこととされた。ワーキングチーム員からは、以下のものについて、重要性を指摘する意見が示された。

- ・教科書・入試問題の二次利用（分類：A-2。14、22① 等）は、課題が解決できれば、アナログ的な利用だけでなく、デジタル・ネットワークを通じた利用、新規ビジネスの創出という結果をもたらす道筋を開く可能性は十分にある。
- ・パロディ・二次創作としての著作物利用（分類：A-2。57①、96①、97、108⑤、113③ 等）は、直ちに産業につながる話ではないが、将来の文化の育成、ひいては生み出されたコンテンツが産業の核となるという観点から、順次検討していくべき。
- ・メディア変換サービス（分類：A-2。78、95① 等）については、これが一律にできないのではないかということがかねてから問題点として指摘されており、複数の団体から要望があることから、必要性が高いものの候補になり得る。
- ・図書館等における複製等（分類：A-3。15、20 等）については、本の中の挿絵全部を複製する行為が「一部分」に当たらず著作権侵害になりかねないとの問題が指摘されている。また、個人への送信については、諸外国の例を見ても補償金付きで認める方が社会にとっても権利者にとっても良いのではないか。
- ・放送番組のインターネットでの同時配信（分類：A-3。40 等）については、日本の著作権法においてインターネット放送が「放送」に当たらないものと位置づけた結果、実演家やレコード製作者の排他権が及ぶこととなっており、諸外国と比べて放送のサイマルキャストが進んでいない原因の一つではないかとも言われている。

この他、障害者関係や教育関係のニーズについては、現在法制・基本問題小委員会において検討が進められていることから、小委員会における検討に委ねるのが良いのではないかとの意見が示された。

#### 4. 今後の検討の進め方等について

3. で述べたとおり、今年度の本ワーキングチームにおいては、「検討の進め方」に定めた手順のうち、[手順4]までを完了するとともに、新産業創出環境の形成に関わるニーズについて、[手順5]に着手した。

その結果、新産業創出環境の形成に関わるニーズのうち、少なくとも所在検索サービスや分析サービスに係るものについては、一般に権利制限規定による正当化根拠と成りうる社会的意義が認められるか否かという点に関し、ワーキングチーム員の中で概ね肯定的な見解が示された。これらのニーズについては、今後、更に検討を深めるとともに、権利者団体の意見も聴いた上で、権利者の正当な利益への影響の有無等についても更に精査を行うことが求められる。

また、今後、これらのニーズ以外のニーズについても、[手順4]の分類及び3.(2)②に記載した本ワーキングチームにおける議論も踏まえ、適切な時期に[手順5]の検討を行うことが求められる。

今年度は、国民から寄せられた幅広いニーズから、権利制限による対応を検討することが妥当と認められるニーズを吟味した上で、これらを整理し束ねあわせるなどの処理を行ってきた。来年度は、更なる検討を経てこの「権利制限ニーズの束」の輪郭や性質をより明らかにした上で、これらの「ニーズの束」を基に、また同時にこれを「シーズ」と捉えて今後の広がりや発展性にも留意しつつ、[手順6]で示したように、権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について、具体的な検討を行うことが求められる。その際、権利者の利益を不当に害することなく著作物等を利用する新たな取組への挑戦が可能となるよう、新しい時代に相応しい新産業創出環境の整備に関する社会からの強い要請に十分に答えていくという視点に留意することが必要である。また、新たに設ける制度が実際にどのように機能し得るかなどを踏まえ我が国にもたらされる便益や影響を考慮しつつ、規定の柔軟性の内容や程度を含め、我が国にとって最も望ましいと考えられる制度設計やその組み合わせを検討していくことが適当である。

## 5. 開催状況

(平成27年7月 文化庁において著作物等の利用に関するニーズの募集を実施)

### 第1回 平成27年10月7日

本ニーズ募集に提出されたニーズの報告  
検討の進め方の検討

### 第2回 平成27年10月28日

ニーズ提出者からヒアリング

### 第3回 平成27年12月18日

本ニーズ募集に提出されたニーズの整理  
更に収集が必要な情報についての検討

### 第4回 平成28年2月18日 (非公開審議)

ニーズ提出者からヒアリング

## 5. チーム員名簿

	池村	聡	弁護士
	上野	達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨	弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	煙山	明	法務省刑事局局付
座長代理	末吉	互	弁護士
	立川	英樹	法務省民事局局付
	龍村	全	弁護士
座長	土肥	一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	長谷川	浩二	東京地方裁判所判事 (知的財産権担当)
	前田	健	神戸大学大学院法学研究科准教授

(以上11名)

(別紙)

## ヒアリング・意見発表<sup>※</sup>団体一覧

<新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方について>

### 第2回 平成27年10月28日

- ・ヤフー株式会社
- ・富士通株式会社

### 第4回 平成28年2月18日（非公開審議）

- ・ヤフー株式会社
- ・富士通株式会社
- ・匿名希望団体

※書面による意見発表を行った団体を含む。

## 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム における検討の進め方

本ワーキングチームにおいては、知的財産推進計画2015の内容等を考慮し、当面、以下の手順により、権利制限規定の在り方について集中的に審議することとする。

### <検討の視点>

#### 【視点1】

著作物等の利用にあたっての課題（ニーズ）に基づき、権利制限等の政策手段について検討を行う。

#### 【視点2】

効率的・効果的に審議を進めるため課題に優先順位をつけて検討することとし、優先課題の選定は、公正性の観点から、原則として書面で説明されている内容に基づいて行う。ただし、説明内容が不明確なものについては、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合には、当該説明の内容や時期を考慮して、改めて対応の可否等を検討することとする。

#### 【視点3】

知的財産推進計画2015において「技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」といった指摘があること等を踏まえ、現在具体的に特定されているニーズだけでなく、将来のニーズを踏まえた検討を行うよう配慮する。

### <検討の手順>

#### 【手順1】 現状の著作物等の利用に係るニーズ（政策課題）を特定する。

文化庁の実施した「ニーズ募集」<sup>1</sup>を元に整理する。

#### 【手順2】 特定されたニーズについて、以下のカテゴリに分類・整理する。（※）

A 権利制限規定の見直しによる対応の検討が求められているもの

B 他の政策手段による対応の検討が求められているもの

C 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済のもの

※ 抽象的なニーズとともに具体的なニーズが例として挙げられているものについては、これらを別の欄に整理した上で、両者の関係性を明記。

#### 【手順3】 【手順2】の分類に応じて、以下の取扱いとする。

##### ■ Aに分類されたもの

【手順4～6】に従い優先的に検討する。

##### ■ Bに分類されたもの

##### ◆ B-1 ニーズの内容が一定程度説明されているもの

ライセンス体制の構築の促進その他権利制限以外の対応方策について、必要に応じて検討することとする。なお、当該検討は、【手順4～6】の検討（権利制限規定の見直しの検討）を優先的に行うことに留意しつつ、順次、ヒアリング等を行い検討する。

##### ◆ B-2 ニーズの内容の説明が不十分であるもの

ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

<sup>1</sup>「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について」（平成27年7月7日～27日の間、文化庁において実施）<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>

■ Cに分類されたもの

検討中のものについては、審議会等における検討に当たり必要に応じて参考とする。

検討済のものについては、特段の追加的な対応は要しない。

ただし、ニーズ提出者からの追加的な説明が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

**【手順4】 【手順2】においてA（権利制限の見直しの検討が求められているもの）に分類されたものについて、以下の3つの観点から、以下のカテゴリに更に整理を行う。**

＜観点＞

[観点①] ニーズの明確性

ニーズの内容が十分明確に説明されているか否か（※）

※ここにいるニーズには、現在把握されている具体的なもののみならず、将来予想される抽象的なものも含み、抽象的なニーズについては、どのような種類のニーズであるのかその外延が明確にされることが期待される。

[観点②] 権利制限による対応の正当化根拠の見通し

当該ニーズを権利制限によるべきであるとする正当化根拠について一定の見通しが持てる程度に説明がなされているか（※）

※抽象的なニーズについては、そうした抽象的なニーズの全体について妥当するどのような正当化根拠があるのかについての説明が期待される。

[観点③] 優先度

知的財産推進計画2015等を踏まえ、課題の性質上優先して検討すべきか否か

＜カテゴリ＞

A-1-1 観点①・②についていずれも相当程度説明されており、かつ、観点③が肯定される

A-1-2 観点①・②についていずれも相当程度説明されているが、観点③が肯定されない

A-2 観点①・②についていずれも一定程度説明されている

A-3 観点①・②の両方又はいずれかについて、説明が不十分である

**【手順5】 【手順4】の分類に応じて、以下の取扱いとする。**

◆ A-1-1に分類されたもの

次回以降のワーキングチームにおいて優先的に検討を行う。その際、必要に応じてニーズ提出者からのヒアリングを実施する。

◆ A-1-2に分類されたもの

優先的に検討を行うこととされた課題の検討を行った後に、順次検討を行う。

◆ A-2に分類されたもの

次回以降のワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的な説明（※）を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否を判断する。その結果、検討の必要ありとされたものについて、優先度に応じて順次検討する。

◆ A-3に分類されたもの

ニーズ提出者からの追加的な説明（※）が寄せられた場合は、当該説明の内容や時期を考慮して、その後の対応を判断する。

※ 提出されたニーズが将来のニーズなど抽象的なものである場合に期待される説明は、上記【手順4】の[観点①]及び[観点②]の※と同様。

**【手順6】 【手順5】の結果を踏まえ、ニーズに対応するための権利制限規定の在り方を検討する。**

【手順5】を経て①（ニーズの明確性）、②（正当化根拠の見通し）が肯定されることとなったものについて、③（優先度）を考慮しつつ、これらのニーズをもとに権利制限規定による対応の是非や規定の在り方について検討を行う。検討に当たっては、権利者の正当な利益の保護と利用の円滑化のバランスに留意しつつ、現在及び可能な限り将来のニーズを考慮し、「規定の柔軟性」の内容や程度も含めて、最も望ましいと考えられる制度設計を検討する。

ニーズ募集に提出された課題の整理(簡易版・分類順)

(別添2)

<課題解決方法の内訳>

- ア. ニーズ提出者が権利制限規定の見直しによる対応の検討を求めるもの
- イ. ニーズ提出者が権利制限規定以外の政策手段による対応の検討を求めるもの

<ニーズの分類の内訳>

- ◆権利制限の見直しによる対応の検討を求めるもの
  - A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討
  - A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討
  - A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断
  - A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆権利制限以外の政策手段による対応の検討を求めるもの
  - B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討
  - B-2. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断
- ◆その他
  - C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済
  - 著作物等の利用に当たっての課題に該当しない

<知財計画との関連>

知的財産推進計画2015における、新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討との関連を指す。  
この項目は「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームにおける検討の進め方」のうち、【手順4】の【観点③】に対応するものとする。

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
77①			路上で撮影した写真、書籍、音楽、美術等、公衆がアクセス可能な情報であってインターネット上にない様々な情報を活用し、利用者の探す情報の所在を提供する「リアル情報等の所在検索サービス」の提供に当たり、著作権法上の課題が生じている。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
77③			情報分析など、バックエンドで本来の用途とは別の用途でデータを活用するために行う蓄積(複製)について、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-1-1	産業活動関連	○
88			図書館において、公的機関が作成した広報資料等の一般に周知させることを目的として作成された著作物であっても、その一部分しか利用者に複写して提供できない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
89			図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして利用者に提供することができない。	日本図書館協会	A-1-2	図書館	
95⑦		ア	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真(書影やジャケット等)を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	A-1-2	その他	
	12	ア	二次創作物をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		A-2	二次創作	
	14	ア	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		A-2	教育・研究	
22①		ア	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	A-2	教育・研究	
	57①		映像や音楽の個人利用(二次利用)、パロディなどの二次創作行為が違法となりうるため、表現の幅が狭められている。		A-2	二次創作	
65⑩			サイバーフィジカルシステム(CPS)は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、分析・解析して得た付加価値情報とともに活用するものであり、今後、CPSに類型される多様なビジネスが生まれていくと考えられるが、著作権上の課題がある。《具体例あり》	富士通	A-2	産業活動関連	○
65⑪			事業者が機械翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳用例として蓄積する行為や翻訳結果を表示する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。【65⑩の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
65⑫			教員が授業に用いる教材を作成するための素材を事業者が用意してデータベースに蓄積(複製)したり、当該素材を教員や授業を受ける者に対して提供(公衆送信)したりする行為は著作権侵害となる。【65⑩の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
65⑬			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。【65⑩の具体例】	富士通	A-2	産業活動関連	○
67			障がい者等の情報アクセシビリティ向上のためのソフトウェア等を企業内において活用することが困難である。	富士通	A-2	産業活動関連	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
68			セキュリティ確保や既存のプログラム資産のモダナイズのためにプログラムの調査・解析を行う必要性が高まっているが、そのためのリバース・エンジニアリングの過程で行われるプログラムの複製等が、著作権侵害となる可能性がある。	富士通	A-2	産業活動関連	○
70			事業者が自動翻訳サービスを行う際、他者の著作物を翻訳する行為が、権利侵害と評価される可能性がある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
73			事業者が、障がい者等の情報アクセシビリティ向上のために、第三者の著作物から障がい者等が視聴するデータを作成して障がい者に提供する行為は許容されていない。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
74			ビッグデータの解析結果提供に伴い、解析結果を補充する物証として原著物を表示することが、公衆送信権の侵害となる可能性があり、サービス提供の足かせになっているおそれがある。	団体名非公表希望	A-2	産業活動関連	○
77②			テキスト、動画、音楽等のさまざまな情報を分析し、その結果を表示する「分析サービス」の提供にあたって、著作権法上の課題が生じる。	ヤフー	A-2	産業活動関連	○
78			事業者が、映像や書籍、音楽などについて、アナログ情報をデジタルデータに変換したり、古くなったメディアを新たなメディアに変換したりする「メディア変換サービス」を現行法下で適法に提供することは困難。	ヤフー	A-2	産業活動関連	
	84		図書館の運営するウェブサイトを通じて、図書をスキャン・OCRしたデータを基に図書を単語で検索可能とするサービスや、当該図書を所蔵している図書館内において当該図書の内容を閲覧可能とするサービスを展開することができない。		A-2	図書館	
95①		ア	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	A-2	産業活動関連	
	96①		コミケ等における二次創作行為がグレーであることは健全ではない。		A-2	二次創作	
	97	ア	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		A-2	二次創作	
108②		ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-2	企業等内での利用	
108⑤		ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-2	二次創作	
113③		ア	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	A-2	二次創作	
	6②		過去のスポーツ中継を動画共有サイトに投稿できず、スポーツ中継が死蔵している。		A-3	その他	
	6③		一般人が放送番組をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて貸したり譲ったりすると著作権法違反となる。		A-3	その他	
	6④		SNSにおいてよく行われている画像著作物の二次利用は違法となっている。		A-3	二次創作	
15		ア	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
20			大学図書館において、著作権管理団体が管理している著作物については、契約等に基づき、図書館間相互協力において著作物を送信することができるが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物数に増減もあるため、安定的に送信サービスが実施できない。	国公立大学図書館協力委員会	A-3	図書館	
21		ア	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となったうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公立大学図書館協力委員会	A-3	教育・研究	
27		ア	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	A-3	産業活動関連	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
28①			新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。《具体例あり》	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28③			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるメディア変換サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28④			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるアクセシビリティサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑤			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスである個人向け録画視聴サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑥			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるプリントサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑦			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるeラーニングサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑧			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるスナップショット・アーカイブに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑨			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである論文作成・盗作検証支援サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑩			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである評判分析サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑪			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである法人向けTV番組検索サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑫			著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた仮想化サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
28⑬			CPSIによるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規定を欠く現状のままでは、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果をもたらされ、ITの技術革新による利益を社会が享受できない場合が出てくる。	JEITA	A-3	産業活動 関連	○
30②			大学図書館において、学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	A-3	図書館	
31		ア	Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかった。	ニフティ	A-3	産業活動 関連	○
32		ア	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	A-3	産業活動 関連	○
34①			クラウドサービスに関する課題には現行の権利制限規定やライセンスにより解決できない課題がある。《具体例あり》	日本弁理士会	A-3	産業活動 関連	○
35		ア	デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出るのが危惧される。	デジタルコミュニティ放送協議会	A-3	産業活動 関連	○
36②			デジタル教材の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	A-3	教育・研究	
37			テレビ番組制作において、背景に著作物を付随的に映り込ませる演出をすることや、ロケで付随的に著作物が映ることがあるが、著作権侵害リスクを避けるため萎縮効果が生じている。	関西テレビ	A-3	その他	
38			公的な記録保存所以外において、放送事業者が、全ての放送番組を永久にアーカイブ保存することができない。	関西テレビ	A-3	アーカイブ	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	39	ア	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		A-3	教育・研究	
	40	ア	事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	A-3	産業活動 関連	○
	43	ア	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		A-3	教育・研究	
	46	ア	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		A-3	その他	
	47		ある出版物を紹介するために、自分の意見は全く掲載せず、出版物の内容の一部を引用してホームページに掲載したい。		A-3	その他	
	53②		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。		A-3	障害者	
	56①		学習用参考書として、基本書を多数引用した「教科書のまとめ本」を出版したいが、引用の範囲を超えることが予想されるため許諾なしに出版できない。		A-3	教育・研究	
	61		映画の中でライトアップやイルミネーションを背景に利用したいが、権利制限規定の対象の可否が不明であるため、利用を抑制せざるを得ない。		A-3	その他	
	62		私的領域にとどまる場合でも著作物に変更を加えることが権利侵害となる。		A-3	その他	
	75		企業や行政機関におけるペーパーレス化の推進や資料の保管のため、資料の電子化を行う際、第三者著作物が含まれる可能性があり、違法となる可能性がある。また、第三者の著作物を含む資料の電子化作業を事業者が請け負うことができない。	団体名非公表希望	A-3	企業等内での利用	
	79	ア	TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信(ウェブキャスト)には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作者等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	A-3	産業活動 関連	○
	80①		商品デザインの企画書等を作成する際、流行の様式を知ることや、既にある著作物と類似しないよう他のデザインを知るために、インターネット上の画像を利用する場合があるが、著作権侵害となる。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
	80②		デザイナーが営業や自己紹介のために過去にデザインした商品をポートフォリオ(作品集)としてまとめて使用する行為は、当該商品中に第三者からライセンスを受けて用いたイラスト画像等が含まれているものについては、著作権侵害に該当する可能性がある。	女子現代メディア文化研究会	A-3	その他	
	85	ア	医学医療分野において、「システマティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	A-3	その他	
	92②		図書館等が、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することができない。	ゆいまーる	A-3	障害者	
	95②	ア	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	A-3	その他	
	95④	ア	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	A-3	障害者	
	95⑤	ア	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する改変を行うことができない。	MIAU	A-3	その他	
	95⑥	ア	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	A-3	その他	
	95⑧	ア	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	A-3	企業等内での利用	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
95⑨		ア	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作権隣接権に係る契約手続が煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	A-3	その他	
	100		企業内での著作物の複写を適正に行いたい。		A-3	企業等内での利用	
	101	ア	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作権不明のもののデジタル化がほぼ認められない。		A-3	アーカイブ	
	102	ア	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		A-3	その他	
106③		ア	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	A-3	障害者	
108①		ア	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンズフィア	A-3	産業活動関連	○
108④		ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	教育・研究	
108⑥		ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	その他	
108⑦		ア	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	産業活動関連	○
108⑧		ア	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	その他	
108⑨		ア	メールリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	その他	
108⑩		ア	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	その他	
108⑪		ア	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンズフィア	A-3	産業活動関連	○
108⑫		ア	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を萎縮させる(将来想定される課題)	コモンズフィア	A-3	産業活動関連	○
	111①	ア	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する際に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		A-3	その他	
	111④	ア	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		A-3	その他	
113①		ア	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。《具体例あり》	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
113②		ア	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	
113④		ア	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	A-3	産業活動関連	○
114			ユーザーが選択したインターネット上の店舗や美術館のWebページから店舗等の情報とともに写真データを事業者のデータベースに蓄積し、当該写真データをユーザーに送信するサービスを円滑に提供することができない。	団体名非公表希望	A-3	産業活動関連	○

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	2		アニメ産業等の分野において、個人・企業が「ファンゲッズ」を制作したいが、著作権の集中管理がされていないため、権利者に個別に許諾を得る必要があり、機動的に販売ができない。		B-1	その他	
	5	イ	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	B-1	障害者	
	8		JASRACに信託されている、あるいは管理下にある自己の楽曲をSNS等で利用する際も「自己利用」として無料で使用させてほしい。		B-1	その他	
	10		看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法31条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。		B-1	図書館	
	12	イ	二次創作物をインターネット等で公開することについて著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じている。また、二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となるおそれがある。		B-1	二次創作	
	14	イ	教科書や入試問題を二次利用したいが、著作権処理に多大な負荷がかかり、教材として提供できない場合がある。		B-1	教育・研究	
	15	イ	大学図書館において、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	国公立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
	16		大学図書館において、本の付録となっている映像資料を利用者に貸与することができない。	国公立大学図書館協力委員会	B-1	図書館	
22①		イ	入試問題を利用して教材を作成する場合、過度な権利行使が行われていること、著作物の権利処理に長い期間を要することや使用料が高額であること等により、円滑に受験生や教員に教材を提供できない。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	B-1	教育・研究	
	24	イ	日本語研究用データベース(コーパス)を編集・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		B-1	教育・研究	
	26		看護学校の図書室は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、学生・教職員が必要とする所蔵していない文献コピーの取り寄せが困難。また、学術機関の図書室等への文献複写サービスができない。		B-1	図書館	
	31	イ	Youtubeの動画を通信環境の悪い場所でも途切れずに再生できるよう、動画の一部を予めダウンロードして円滑に視聴させる機能を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリを事業者が提供することにつき、合法であるとの確信がもてなかった。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
	32	イ	ユーザーが自宅で録画したテレビ番組を自らの使用するクラウドロッカーにアップロードし、宅外でも視聴できるサービスを事業者が提供することが著作権侵害となるおそれがあるため、断念した。	ニフティ	B-1	産業活動関連	
34③			コンテンツ業界において、ライセンサーの倒産や著作権譲渡が起こると、ライセンサーの著作物の継続利用が困難となる。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
34④			独占的なライセンスに基づいてはライセンサー自身に海賊版に対する差止請求権が認められていないため、著作物等の利用のための(独占的な)ライセンスが十分に活発に行われないおそれがある。	日本弁理士会	B-1	産業活動関連	
	35	イ	デジタルコミュニティ放送では画像等の様々なコンテンツを放送できるようになるが、複雑な権利処理が必要になり、リアルタイム流通に支障が出ることが危惧される。	デジタルコミュニティ放送協議会	B-1	産業活動関連	
	39	イ	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を、教材に掲載するにあたって、出典調査や許諾に要する経費や掲載の許諾が得られないことにより、利用できない場合がある。		B-1	教育・研究	
	40	イ	事業者が、放送番組をインターネットで同時配信する際、放送と配信で別々に権利処理が必要であり、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。	NHK	B-1	産業活動関連	
	42		医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複写サービス等を行うことができない。	団体名非公表希望	B-1	図書館	
	43	イ	民間の教材会社が海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費や著作権料が高額な場合があり、適正な価格での教材の提供に支障がある。		B-1	教育・研究	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	46	イ	日本の文化の国内外への宣伝のため、放送された著作物を個人が加工・配信したい。		B-1	その他	
	52		報道機関において著作物を利用する場合に、権利制限規定の対象か判断がつかず、利用を控えることがある。		B-1	その他	
	55②		児童福祉法上の一定の通所施設等において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		B-1	障害者	
	60		医療系専門学校図書館は、法第31条の「図書館等」に含まれないため、著作物の複製サービス等を行うことができない。		B-1	図書館	
71②			私企業が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
71③			文化財アーカイブ化作業のサービスを提供する事業者が行為主体と判断される可能性があるため、複製サービスやクラウド等を用いたロッカーサービスの提供に萎縮してしまう。	団体名非公表希望	B-1	アーカイブ	
72②			事業者が、教材の複製や送信を行うためのネットワーク環境等のインフラを教育機関に提供することについて、公衆送信等の主体と判断され萎縮効果が働くおそれがある。	団体名非公表希望	B-1	産業活動関連	
76			映像業界において、映像作品の基本情報の共有が進んでおらず、著作物の流通促進等に課題がある。	日本シナリオ作家協会	B-1	その他	
79		イ	TV番組等のインターネットでのリアルタイム配信(ウェブキャスト)には大量のコンテンツ利用を伴うため、レコード製作者等の個々の権利処理が困難となり、サービスの発展が阻害されている。	ヤフー	B-1	産業活動関連	
85		イ	医学医療分野において、「システマティックレビュー」等のための学術文献の共有や抄録の作成を行うことができない。	情報科学技術協会	B-1	その他	
86①			学術文献等著作物が複数の著作権管理団体で管理されており権利処理が煩雑である等の理由により、研究者が円滑に学術文献の複製・電子化を行えない。	情報科学技術協会	B-1	教育・研究	
	90		既存の著作物のキャラクターや世界観を題材にした二次創作が違法となる場合があることが、二次創作やその流通における阻害要因となり得る。		B-1	二次創作	
91			児童福祉法上の放課後等デイサービスを行う施設において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。	高知県視力障害者の生活と権利を守る会	B-1	障害者	
	94		著作物の権利情報が集約されておらず、自由利用可能な著作物に該当するか否かを判断することが困難である。		B-1	その他	
95①		イ	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化やアーカイブ化を、有償無償問わず第三者に依頼することができない。	MIAU	B-1	産業活動関連	
95⑥		イ	情報公開請求によって開示された行政文書や行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイトで公開・利用することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑦		イ	批評やネットオークション等での販売のため、その商品の写真(書影やジャケット等)を撮影し、ウェブサイト上に掲載することができない。	MIAU	B-1	その他	
95⑧		イ	会議資料や取材資料の作成など業務のために著作物を複製することができない。	MIAU	B-1	企業等内での利用	
95⑨		イ	動画等を作成する際に音楽をBGMとして利用したいが、現状の契約モデルでは著作権隣接権に係る契約手続きが煩雑であり円滑に利用できない。	MIAU	B-1	その他	
	97	イ	同人誌の作成などの二次創作行為が違法となってしまう。		B-1	二次創作	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	101	イ	貴重書、絵画、映画等の文化財を保存のためにデジタル化し再利用のため公開することが重要であるが、日本においては著作権が存続するものや著作権不明のものデジタル化がほぼ認められない。		B-1	アーカイブ	
	102	イ	個人で非営利目的で行う場合でも、音楽をインターネット上で公開すると送信可能化権侵害となる恐れがある。		B-1	その他	
	103		町内会や職場で必要な会議資料の準備や営業目的での資料作成の際に著作物を複製し、利用することができない。		B-1	企業等内での利用	
106③		イ	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対して著作物を公衆送信することが認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	日本図書館協会	B-1	障害者	
108②		イ	企業や大学内において一般的に行われている企業や大学内における軽微な複製や改変が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	企業等内での利用	
108④		イ	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	教育・研究	
108⑤		イ	一般的に行われているパロディ、コラージュなど二次創作行為が違法となってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	二次創作	
108⑧		イ	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	その他	
108⑨		イ	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、それまでの他人のメッセージの履歴を残すことが、形式的には公正な慣行に合致しない等の理由で著作権侵害になると考えることができる。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	その他	
108⑩		イ	討論会、放送番組等で、短文投稿サイト等のメッセージを表示する際、メッセージの発言者が特定できないまま利用されると、形式上氏名表示権侵害となる場合がある。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	その他	
108⑪		イ	オンラインでサービスを提供する事業者が、108①～⑩に関連して、いわゆる「カラオケ法理」により、権利侵害主体とみなされるおそれがある。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-1	産業活動関連	
	111①	イ	個人の利用者が、YouTube等で楽曲を用いて動画を提供する場合に、楽曲の著作権処理はできても、実演家の権利や原盤権の処理が簡便に行えない。		B-1	その他	
	111②		今後、テレビ番組を録画し、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、通称まねきTV事件の最高裁判決を踏まえると、当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることになる可能性がある。		B-1	産業活動関連	
	111④	イ	電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させることができない。		B-1	その他	
113②		イ	事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められておらず、クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	産業活動関連	
113③		イ	ネット上におけるニュース映像などを引用したパロディや風刺動画が自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。【113①の具体例】	新経済連盟	B-1	二次創作	
21		イ	博士学位論文について機関リポジトリによる公表が原則となったうえ、オープンサイエンスの推進を踏まえて、著作権制度上の対応が必要である。	国公立大学図書館協力委員会	B-2	教育・研究	
25①			利用許諾を受けたライセンスには物権的権利が与えられておらず、第三者の利用を差し止めることができない。	東京都行政書士会	B-2	産業活動関連	
27		イ	我が国のITサービスについて、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返している。	モバイル・コンテンツ・フォーラム	B-2	産業活動関連	
	45①		インターネットのストリーミングによる音楽を店内に流すことについて、JASRACから対価の支払いを求められるため、利用ができず、ビジネスにマイナスである。		B-2	その他	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	57②		販売促進としての音楽や映像を利用しやすくしてほしい。有線などのサービスは販売促進には使い難い。		B-2	その他	
86③			著作権管理団体が海外の集中処理機関から業務受託をすることにより内国民待遇が崩れ、複製権料値上げを図っている。	情報科学技術協会	B-2	教育・研究	
93			障害当事者団体が障害者のために複製した著作物の複製物を活用してもらいたい。	ゆいまー	B-2	障害者	
95②		イ	ユーザーが合法的に入手又は作成したソフトウェアが携帯電話等のOSに対応していない場合、制限を解除してソフトウェアを実行することができない。	MIAU	B-2	その他	
95③		イ	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	B-2	その他	
95④		イ	障害者の情報アクセスのために読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	MIAU	B-2	障害者	
95⑤		イ	実行にハードウェアドングルが必要なソフトウェアを、サポート切れ等により利用できなくなった場合、ソフトウェアにドングルを回避する変更を行うことができない。	MIAU	B-2	その他	
	98②		翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている著作物について、「翻訳権」の定義が曖昧。		B-2	その他	
108①		イ	現在又は将来想定できない新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点が重要である。《具体例あり》	コモンズフィア	B-2	産業活動関連	
108⑥		イ	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明な中で、実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-2	その他	
108⑦		イ	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークを行う際ウェブサイトの一部が複製され、形式的には著作権侵害になる。【108①の具体例】	コモンズフィア	B-2	産業活動関連	
108⑫		イ	クラウド、検索エンジン、その他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を萎縮させる(将来想定される課題)	コモンズフィア	B-2	産業活動関連	
	111③		電子書籍の購入においては無期限の利用権が認められるのみであるため、業者がサービスを終了した場合、それ以降その書籍を読める保証が担保されていない。		B-2	その他	
113①		イ	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない。《具体例あり》	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
113④		イ	日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等への貢献のため、写真等を撮影して外国語に翻訳して日本文化を発信するサービスが提供できていない。【113①の具体例】	新経済連盟	B-2	産業活動関連	
	1	ア	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開(MOOCsでの公開)は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
	1	イ	講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。過去動画のアーカイブの公開や、公開対象を受講者に限定しない形での公開(MOOCsでの公開)は困難。また、教育機関が独自に教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。		C	教育・研究	
5		ア	事業者が、健常者及び障害者向けに書籍を朗読して音声化するビジネスの実施に当たって、(契約処理について)出版社の行動が重く、ビジネスを進展させることができない。	WaveLaboratory	C	障害者	
	6①		著作権侵害罪を非親告罪化すると二次創作が危うくなる。		C	TPP	
	9		テレビ番組における聴覚障害者への情報保証のため、字幕が付与されなかった番組の字幕を、福祉団体に属さない個人が作成する行為が、複製権侵害となってしまう。		C	障害者	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	11		マンガ、アニメ等の著作物を題材とした二次創作行為について非親告罪化により起訴されるおそれがあり、同人とそれに関連する企業等が萎縮すると思われる。		C	TPP	
	13	ア	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
	13	イ	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。		C	TPP	
	17		学術分野における研究等は先行研究が基礎となっていることから、TPP交渉について報道されている著作権侵害の非親告罪化は、研究活動等に影響を及ぼしかねない。	国公立大学図書館協力委員会	C	TPP	
	18		TPP交渉について報道されている著作権の保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤児作品を増やすことになる。	国公立大学図書館協力委員会	C	TPP	
	19	ア	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。	国公立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
	19	イ	大学においてe-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。	国公立大学図書館協力委員会	C	教育・研究	
	22②		入試問題を授業で教材として利用する際、事後に著作権処理を行うケースがあるが、TPPにより非親告罪化や法定賠償金制度が導入されれば、リスクの高まりから提供ができなくなる。	学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	C	TPP	
	23①		デジタル教科書が、法33条の「教科用図書」に含まれていないため、デジタル教科書の制作が進まないおそれがある。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
	23②		教育機関において、ICTを用いた反転授業など、教室外の授業のために著作物を複製する必要性が生じている。	デジタル教科書教材協議会	C	教育・研究	
	24	イ	日本語研究用データベース(コーパス)を編集・公開するにあたり、多くの権利者不明の著作物の利用が必要となる。		C	教育・研究	
	28②		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるクラウド・サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。【28①の具体例】	JEITA	C	産業活動関連	
	29		高等教育機関において、反転学習等に対応したオンライン教育や、教員がある授業用に作成した教材を別の授業で利用するためにサーバーに保存することや別の教員がその教材を利用することができない。	九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター	C	教育・研究	
	30①		大学図書館において、施設狭小化への対応等のため、コンテンツの整理・効果的な保存をすることができない。	九州大学附属図書館	C	図書館	
	33		孤児著作物の利用の円滑化が世界的な課題である。	JASRAC	C	孤児著作物の利用円滑化	
	34①		デジタル教科書等を学校の生徒が利用できるようにするため、自治体の管理するサーバにデジタル教科書のデータをアップロードする行為を行うことができない。【34①の具体例】	日本弁理士会	C	教育・研究	
	34②		アーカイブ機関が、権利者が多数の著作物や孤児著作物について、権利処理負担の大きさをアーカイブを諦めざるを得ない場合がある。また、一度裁定により利用が認められた著作物を別の利用者が利用したい場合に、改めて裁定を受ける必要があり、迅速な利用が困難。	日本弁理士会	C	アーカイブ	
	36①		デジタル教科書の開発・販売を行うにあたって、掲載の許諾が得られない場合や多額の掲載料がかかる場合があり、円滑な制作を行うことができない。	日本文教出版株式会社	C	教育・研究	
	41		TPP交渉により著作権保護期間が延長されると、いわゆる孤児著作物が増加し、コンテンツ流通が阻害される。	NHK	C	TPP	
	48		ゲーム実況動画やMAD動画等の著作物を利用した創作活動について、TPP締結により著作権侵害の非親告罪化や法定損害賠償が導入されると活動が萎縮する可能性がある。		C	TPP	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	49	ア	TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	49	イ	TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入されると、著作物の利用を大きく阻害する。		C	TPP	
	50①	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	50①	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物を利用できない著作権法だけが残る。		C	TPP	
	51①		TPPにより著作権法違反が非親告罪化されると、ファンアートやパロディ作品等を掲載する、SNSやブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。		C	TPP	
	53①		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。		C	障害者	
	54		身体障害等により書物等を支えること等ができない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。		C	障害者	
	55①		障害当事者団体において、障害者のために著作物の複製等を行うことができない。		C	障害者	
	58	ア	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	58	イ	テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、その映像を学生に自習として見ることを勧めることが困難。		C	教育・研究	
	59	ア	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
	59	イ	現在の法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や著作物の利用の可否が曖昧な部分があり、著作物の利用がしにくい。		C	教育・研究	
	63	ア	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
	63	イ	TPP締結により著作権侵害が非親告罪となれば、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が全て不可能となる。		C	TPP	
	64		著作権侵害が非親告罪となれば、パロディや二次創作活動に委縮効果が生まれる。		C	TPP	
	66		教員が自作教材を、教員や授業を受ける者に対して提供するために事業者が用意したデータベースに蓄積(複製)する行為は著作権侵害となる。	富士通	C	産業活動 関連	
	71①		公的機関が設置する美術館・博物館において、文化財保存を目的とする著作物の複製ができない。	団体名非公表希望	C	アーカイブ	
	72①		教育機関において、第三者の著作物を含む資料等を、授業に使用する目的で複製・配信したり、復習等の目的で閲覧させることができない。	団体名非公表希望	C	教育・研究	
	80③		著作権侵害が非親告罪となれば、現場を知らない捜査機関の介入により、デザイン業界がかき乱される懸念がある。	女子現代メディア文化研究会	C	TPP	
	83①	ア	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	83①	イ	教育機関においてデジタル教科書などのデジタル学習資源を活用する場合、高額な料金や約款等による過剰な制約が求められるため、活用が進まない。その結果、デジタル学習資源ビジネスも発展しない。		C	教育・研究	
	83②	ア	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
	83②	イ	教員が、授業研究の目的で、教科書や副読本などの他者の著作物を利用した授業の映像を、研究会やネットワークにおいて共有することができない。		C	教育・研究	
	86②		学術文献等著作物の複製・電子化による活用拡大が不可欠であるが、孤児著作物が減らないことが課題。	情報科学技術協会	C	教育・研究	
	92①		図書館が、蔵書の原文や視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	ゆいまーる	C	障害者	
	95③	ア	教育や批評、セキュリティ検証など、公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。	MIAU	C	その他	
	96②		TPP締結により著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、法定賠償制度が導入された場合、カウンターバランスが必要である。		C	TPP	
	98①		孤児著作物の利用円滑化を図ってほしい。万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物の利用に課題がある。		C	孤児著作物の利用円滑化	
	99		教育機関において、オンデマンド授業を行うことができない。		C	教育・研究	
	104		図書館が、視覚障害者が読める形式に複製された著作物を、視覚障害者にメールで送信することができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	105		身体障害等により書物等を支えることができない者のために、当該障害者のために必要な方式で、著作物の複製等を行うことができない可能性がある。	日本図書館協会	C	障害者	
	106①	ア	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の2により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	106①	イ	法第38条第5項の補償金支払いシステムが存在しないため、法第37条の3により聴覚障害者等のために作成した字幕入り映像を、図書館が聴覚障害者等に貸し出すことができない。	日本図書館協会	C	障害者	
	106②	ア	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
	106②	イ	聴覚障害者等向けの字幕入り映像資料の公衆送信ができない。現行法では字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり有効でない。	日本図書館協会	C	障害者	
	107	ア	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
	107	イ	権利者が多数存在するコンテンツの二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めることは権利者不明等のためほぼ不可能であり、ソフトパワーの活用の機会が失われている。	角川文化振興財団	C	孤児著作物の利用円滑化	
	108③	ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	C	教育・研究	
	108③	イ	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)における著作物の活用が概ね違法になってしまう。【108①の具体例】	コモンズフィア	C	教育・研究	
	110		大学の学生支援部署が、視覚障害者等や聴覚障害者等のために著作物の複製等を行うことができない。	日本図書館協会	C	障害者	

団体	個人	課題解決方法	ニーズ	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	112		著作権の非親告罪化により、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。また、間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。		C	TPP	
113⑤			デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められず、権利制限規定が適用されないため、普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	新経済連盟	C	教育・研究	

団体	個人	課題解決方法	意見等	団体名	分類	カテゴリ	知財計画との関連
	3①		著作権の保護期間を著作者の死後20年に短縮してほしい。		—		
	3②		非親告罪化を導入すべきではない。		—		
	4		他人が動画投稿サイトに投稿した動画を、許諾なくまとめサイトにリンクの形で表示されることで、動画の権利者のビジネスに影響が生じるおそれがある。		—		
	7		一部のまとめサイトやバイラルメディアは著作権を侵害している。		—		
25②			著作物一般の登録制度に関して、創作の登録が認められていない。	東京都行政書士会	—		
	44		看護師・助産師養成の専門学校図書室が令第1条の3の「施設」に該当するかが明らかでなく、複写サービスの運用の統一ができていない。		—		
	45②		インターネットで違法にアップロードされているコンテンツについても、宣伝になるものも少なくなく、ダウンロードが違法となるとビジネスの足を引っ張る。		—		
	50②		著作権侵害サイトを遮断するシステムが導入されると、恣意的に運用されるおそれがある。		—		
	51②		現状の著作権は特にインターネットとの相性が悪い。		—		
	56②		私的使用目的でコピーされた本が裁断して転売されているが、現行法では著作権侵害にならない。		—		
81			柔軟性の高い権利制限規定は導入すべきではない。	日本映像ソフト協会	—		
82			家庭内視聴用に提供された高品質データを用いた大規模な映画上映が非営利無料で行われるケースがあるが、法(第38条第1項)の予定していた上映形態ではない。	日本国際映画著作権協会	—		
109			著作権法第37条第3項の権利制限規定について、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的配慮が考慮されていない法改正をしないでほしい。	日本図書館協会	—		